

専門部会等の活動状況について

- 人材育成部会
- 療育部会
- 就労支援部会
- 精神障がい者地域移行支援部会
- 権利擁護部会
- 運営委員会

令和5年度 長野県自立支援協議会人材育成部会報告

[1] 今年度の狙い

「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」に基づき、障がいのある方々がご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また‘安心して暮らせる地域づくり’を担う人材を育てることを目標にする。昨年度からの継続的な課題として、下記の項目を中心に取り組んだ。

(1) 障害福祉計画の推進（相談支援の質の向上）

- ・第6期障害福祉計画の実践促進（PDCA サイクル）と第7期計画の策定への取組
- ・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の充実
- ・主任相談支援専門員の役割と各圏域の活動状況の共有

(2) 人材ビジョンの見直し

- ・「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」を見直し、相談体制を更に進めていく
- ・主任の活躍する場として、実地教育（OJT）活動の定着を図る
（モニタリング検証の仕組みの構築も主任の活躍を期待する場面となる）
- ・実地教育（OJT）体制については国の研究調査によるマニュアルを共有予定

(3) 相談支援従事者養成研修との連携

- ・法定研修と地域の人材育成の連携について
- ・法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体制の構築
運営委員会との方針共有
- ・人材ビジョンの活用

[2] 部会の開催及び取組状況

・第1回 5月12日（金）

今年度の活動計画、相談支援従事者指導者養成研修受講生推薦、人材ビジョンの改編の方向性の検討、相談支援従事者主任研修について（アナウンス）

・第2回 7月11日（火）*運営委員会と共同実施

相談支援従事者指導者養成研修の復命（4コース）、各圏域（地域）の相談支援従事者初任者研修実地教育（OJT）の実習体制について情報共有

・第3回 9月19日（火）

各圏域（地域）の相談支援従事者初任者研修実地教育（OJT）の実施結果及び主任相談支援専門員の活躍の場、ケアマネジメント検証のシステムの構築について情報共有

・第4回 12月8日（金）

各圏域の相談支援従事者現任研修実地実習（OJT）体制について
人材ビジョン改編について

・第5回 2月21日（木）

人材ビジョン改訂版の共有
次年度に向けて・まとめ

[3] 成果

- ・第6期障害福祉計画の実践促進（PDCA サイクル）については、自立支援協議会フォーラムでの分科会及び障がい者相談支援体制等機能強化会議のテーマにもなり、ケアマネジメント全体の検証体制の整備に向けて考える機会とし、その意義を部会員のみならず、圏域全体で共有した。

また、地域からの課題の提出を受けて、主任相談支援専門員の各圏域での育成状況、今後の育成方針や役割等について各圏域（地域）の実践状況を共有した。

- ・人材ビジョンについて、改めてビジョン作成における目的の共有を図り、時点に合わせた修正の他、基幹相談支援センター及び主任相談支援専門員の各圏域（地域）における役割等について採り入れやすくなるような視点での見直しを行った。

また、昨年度に引き続き、各圏域の相談支援体制の強化に向け運営委員会との合同会議を実施し、地域づくりを行う人材の育成を進めていくことを確認した。

- ・相談支援従事者養成研修との連携において、実地実習における講師側の準備、体制整備等に圏域（地域）ごとの工夫を法定研修の獲得目標と実習の目的の共有を図る中で、好事例等の共有を行った。

[4] 相談支援関連研修実施状況等

(1) 相談支援従事者養成研修

- | | | | |
|---------|--|-----|------|
| ・7～9月 | 相談支援従事者初任者研修 | 修了者 | 115人 |
| ・11月 | 相談支援従事者専門研修（地域移行・地域定着）
（介護支援専門員協会と合同企画） | | |
| | A日程（相談・介護の連携の基礎） | 修了者 | 8人 |
| | B日程（既存の専門コース研修） | 修了者 | 8人 |
| | C日程（上記A+B） | 修了者 | 13人 |
| ・10～11月 | 相談支援従事者主任研修 | 修了者 | 12人 |
| ・9～12月 | 相談支援従事者現任研修 | 修了者 | 166人 |

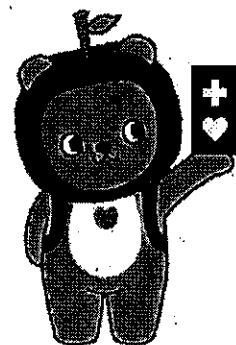
(2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修

- | | | | | |
|-------|----------------------|------|-----|------|
| ・6～7月 | サービス管理責任者児童発達支援管理責任者 | 基礎研修 | 修了者 | 275人 |
| ・9月 | サービス管理責任者児童発達支援管理責任者 | 実践研修 | 修了者 | 228人 |
| ・11月 | サービス管理責任者児童発達支援管理責任者 | 更新研修 | 修了者 | 385人 |

[5] 来年度に向けて

- ・第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画の実施状況について
- ・人材育成ビジョンを活用した、地域の相談支援体制の強化について運営委員会との共有
- ・主任相談支援専門員をはじめとした地域づくりを行う人材の育成について

長野県障がい者相談支援従事者 人材ビジョン（Ver.2.1）



長野県PRキャラクター「アルグマ」
© 長野県アルグマ

1

—目次—

◆はじめに ～本ビジョンの活用目的～

◆相談支援従事者人材育成ビジョン

第1章 相談支援従事者の役割

- 1 相談支援の目的
- 2 相談支援の基本的視点
- 3 相談支援従事者に求められるもの
 - ① 価値・倫理
 - ② 知識
 - ③ スキル
 - ④ 実践・評価

第2章 相談支援従事者の育成体制について

- 1 相談支援従事者個人スキルの向上のイメージ
解説文
- 2 地域における相談支援従事者（相談支援専門員）の
育成体制
解説文
- 3 国・県の養成研修と地域の人材育成の関係
- 4 相談支援専門員の役割と地域相談支援体制の強化
- 用語の説明
- 参考例 上小圏域（市）の法定研修の実習と
実地教育体制
- 参考フォーマット
- 長野県自立支援協議会人材育成部会名簿

2

はじめに

長野県では、「長野県障がい者プラン2024」及び「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の基本理念にもとづき、「共生社会」の実現を目指しています。

障がい児者の相談支援については、障害福祉サービス等を利用する障がい児者へのサービス等利用計画等の義務化等(平成24年度)を経て、「量の充実」から「質の向上」、「地域の相談支援体制の充実・強化」が求められています。そして令和元年度には、相談支援従事者養成事業の要綱が一部改正され、研修プログラムの充実とともに、相談支援従事者に期待される役割がより明確化されました。

長野県自立支援協議会人材育成部会では、相談支援の今後の方向性を踏まえ、「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン(Ver.1)(平成26年)」「長野県障害福祉サービス事業者等人材ビジョン(Ver.1)(平成28年)」を改定し、必要な視点を追加するとともに、今後も、障害福祉計画が改訂される3年に一度を目安に、必要に応じて新たな視点の追加を検討していきます。

本ビジョンが日常的に活用され、本県の障がい者相談支援体制のさらなる活性化を願います。

～本ビジョンの活用目的～

- ◆ 相談支援従事者が目指す人材像やキャリアパスの拠りどころとなること。
- ◆ 相談支援従事者養成研修（相談支援従事者初任者研修・現任研修、主任相談支援専門員研修等）のあり方・方向性を共有すること。
- ◆ 市町村の障がい者相談支援体制の強化のため、必要な人材育成・活用の指針となること。

3

長野県相談支援従事者人材育成ビジョン

《理念》

長野県のそれぞれの地域で、障がいのある方々が『安心して暮らせる地域づくり』を担う人材を育てる。

そのためには

○地域のネットワーク強化

*相談支援専門員・行政・基幹相談支援センター・福祉事業所及び他職種と相互に連携し、自立支援協議会(行政・主任相談支援専門員)を中心に地域のネットワークの強化を図り、人材育成に取り組む

○ケアマネジメントを玉台とした研修体系

○圏域(地域)ごとのOJT体制構築

*地域に根ざした相談支援従事者の計画的育成(圏域として中核となる人材の育成)

○専門的なスキル向上

《行動指針》

法定研修と地域の相談支援体制が連動した人材育成体制の構築

長野県自立支援協議会

連携

地域自立支援協議会

長野県自立支援協議会と地域自立支援協議会が協働→協同しながら、各圏域で基幹相談支援センター等を中心に人材育成体制の構築に努めていきます。

4

第1章

相談支援従事者の役割



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

5

1 相談支援の目的

相談支援従事者は、地域を基盤とした「ソーシャルワーカー」であることを自覚し、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（社会福祉専門職団体協議会）に基づき、以下の目的の達成に向けて、「本人を中心とした支援」を実践するために必要なものを常に意識し、自己研鑽を継続していくことが求められています

〈1〉障がい者の地域生活への支援

地域で暮らしていきたいとの思いに寄り添い、地域での継続的かつ総合的な支援が求められています

〈2〉障がい者の自立と尊厳の確保、社会参加への支援

障害者の権利に関する条約、障害者基本法等国内法の趣旨をふまえ、障がい者が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるにふさわしい生活支援や社会参加への支援が求められています

〈3〉障がい者の自己決定の尊重と意思決定への支援

障がい者への支援は自己決定を原則とすることを理解すると共に、自ら意思を決定することが困難な場合、意思決定支援ガイドラインに基づく支援の決定が求められています

〈4〉障がい者を含めた誰もが暮らしやすい地域作り

誰もが自分らしく暮らし続けるためには、地域作り、資源開発等が期待され、ソーシャルワークに基づいた支援が求められています

6

2 相談支援の基本的視点

相談支援従事者が、「本人を中心とした支援」を実践する際に、常に持ち続けるべき「基本的視点」を以下に示しています

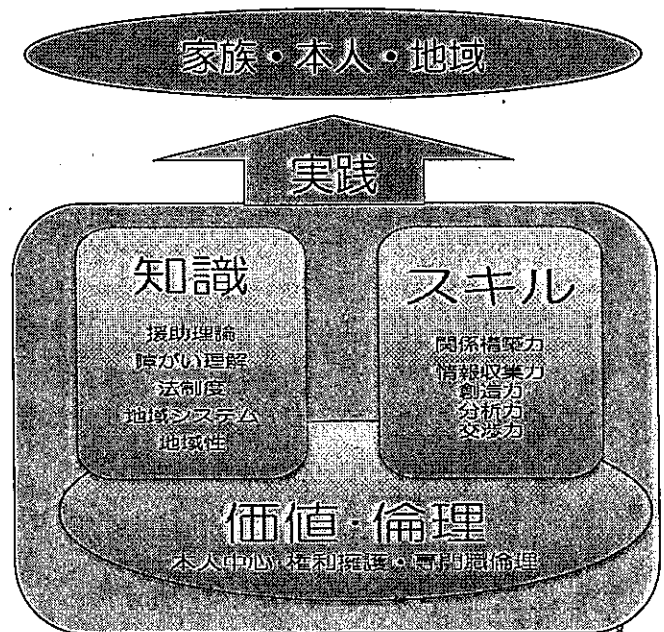


7

3 障がい者相談支援従事者に求められるもの (イメージ図)

相談支援従事者に求められるものを「4つの要素」に整理しました。

- ① 価値・倫理
対人援助やコミュニティソーシャルワークに関わる専門職としての姿勢、価値観、倫理観
- ② 知識
相談支援を行うために必要な知識
- ③ スキル
相談支援に関わる者に必要な技術
- ④ 実践・評価
身に付けた知識やスキルを実際の支援に活かす行動
自身の支援を振り返り、次の支援に活かす作業



① 価値・倫理

相談支援従事者だけではなく、社会福祉従事者としての基盤となるものであり、知識及びスキルを駆使した支援を方向付けるものです。

○本人中心

エンパワメントに着目した支援、リカバリー、ストレングス視点、セルフケアマネジメント
意思決定への支援（意思決定支援）
自己決定の尊重
利用者の想いを尊重する姿勢
利用者の想いを理解し受け止める姿勢（信頼関係の構築）
利用者の主体性の尊重
中立性、公平性の保持

○権利擁護

利用者の権利・尊厳の尊重（権利擁護）
虐待防止
個人情報保護（守秘義務）
共生社会の実現（ソーシャルインクルージョン）
ノーマライゼーション

○専門職倫理（参考「ソーシャルワーカーの倫理綱領（社会福祉専門職団体協議会）」）

人間の尊厳、社会正義、貢献、誠実、専門的力量
職業上の倫理観

9

② 知識

支援力の土台となるものであり、常に「最新かつ幅広い知識」を有することが求められます。

○援助理論

ケアマネジメントプロセスの理解、コミュニティソーシャルワーク、
対人援助技法（面接技法）、意思決定支援 等

○対象者の理解

障がいのある人の生活のしづらさの理解（障がい特性の理解）、ICF、
障がいに関する知識・概念、ライフステージに応じた支援 等

○法律・制度、福祉サービス

障害者総合支援法、障害者の権利に関する条約、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、
障害福祉サービス全般の理解、関連諸制度の理解 等

○地域の情報

地域システム、地域の特性、社会資源の理解、
協議会、地域移行・地域定着 等

○専門職としての知識

社会福祉の理論 等

10

③ スキル

実践するために必要となるものである。相談支援技術に留まらず、職業人として普遍的に求められる技術も欠かすことができません。

わかる・ 気づく力	アセスメント力 (対話力)	必要な情報を適切な人から引き出す「聞く」「聴く」「訊く」力 生活する人としてのご本人の大切なもの・思いを引き出す力
	想像力	ご本人の生活全体を捉え、思いや考えを察知したり、変化を感知する力 得られた情報から多様な展開や可能性を見出す力
	分析力	主訴とニーズを明らかにし、現状や地域の課題を理解する力
	判断力	タイミングや現在の必要性を見極め、支援の方策を定める、見立てる力
動く・関わる力	関係形成力	ご本人・関係者との信頼関係を構築し、支援の輪を広げていく力
	実行力	目標を実現に向けていく力
	継続力	粘り強く続けて行ける力 定めた計画や仕組みに改善を加えながら見守り、支援し続ける力
	尊重する力	エンパワメントの視点に立ち、ご本人を信頼し、自己決定を尊重する力
つながる・ 働きかける力	交渉力	支援のつながりを広げる力 支援者の役割を明確化し、引き込む力
	調整力	関係者の課題や特性を理解し、的確に役割分担を行い、つなげていく力 会議をスムーズに進める力、トラブルに対し柔軟に対応する力
	創造力	支援に必要なアイデアや社会資源を考える力
	説明力	ご本人・関係者それぞれに解り易く伝える力
	推進力	必要に応じて積極的に事態を動かしたり、ご本人・地域・関係者に働きかける力

11

④ 実践・評価

実践する力は、支援が効果的に行われたか（結果）、支援が適切に行われているか（方法・手段）、支援がいかなる理解に基づいて行われているか（理解）といった視点で自身の支援を振り返り、支援の妥当性を検討する作業を繰り返し行っていくことで身につけていきます。

○ケアマネジメントプロセスの展開（PDCAサイクルの実施）

ストロングスアプローチ

個別支援会議

アセスメント力、ニーズを理解する力（支援の見立て）

チームで協働する力

○自己研鑽

職場内OJT

事例検討会の参加

自立支援協議会等における事例発表、相談支援研修等の積極的な参加

○地域支援ネットワークの構築

グループスーパービジョン

相談支援従事者間の協働意識と連携体制づくり

専門領域の実践者に助言指導

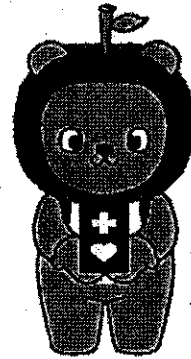
○自己コントロール

ご本人の感情に巻き込まれない中立性の保持、自己覚知、リフレーミング的思考

12

第2章

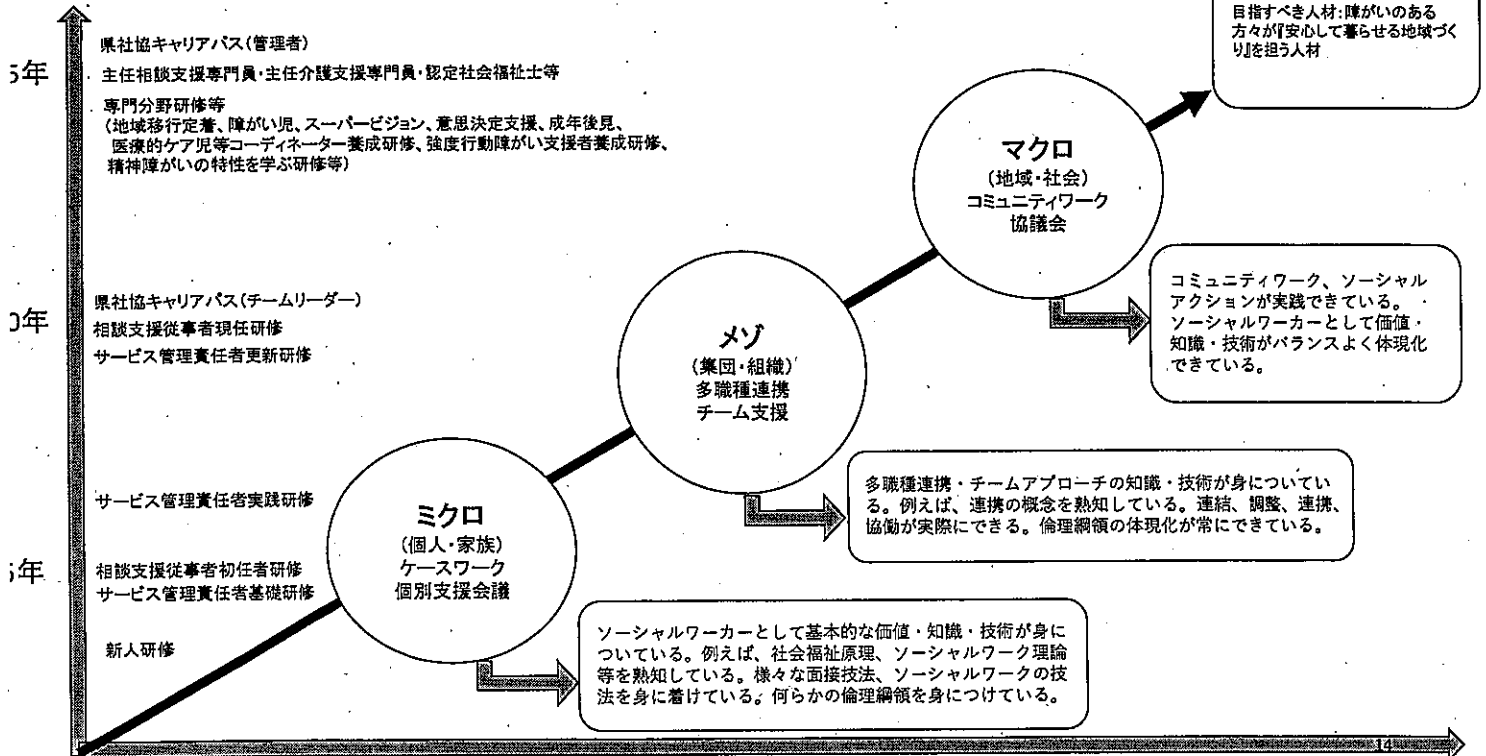
相談支援従事者育成体制について



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

13

1 相談支援従事者個人スキル向上のイメージ



解説文

①時間軸として、初任者研修を受講し2年以上の実務経験を経て5年以内に現任研修を継続的に受講する。その後、自立支援協議会（市町村）から推薦を受け、主任相談支援専門員を目指す。

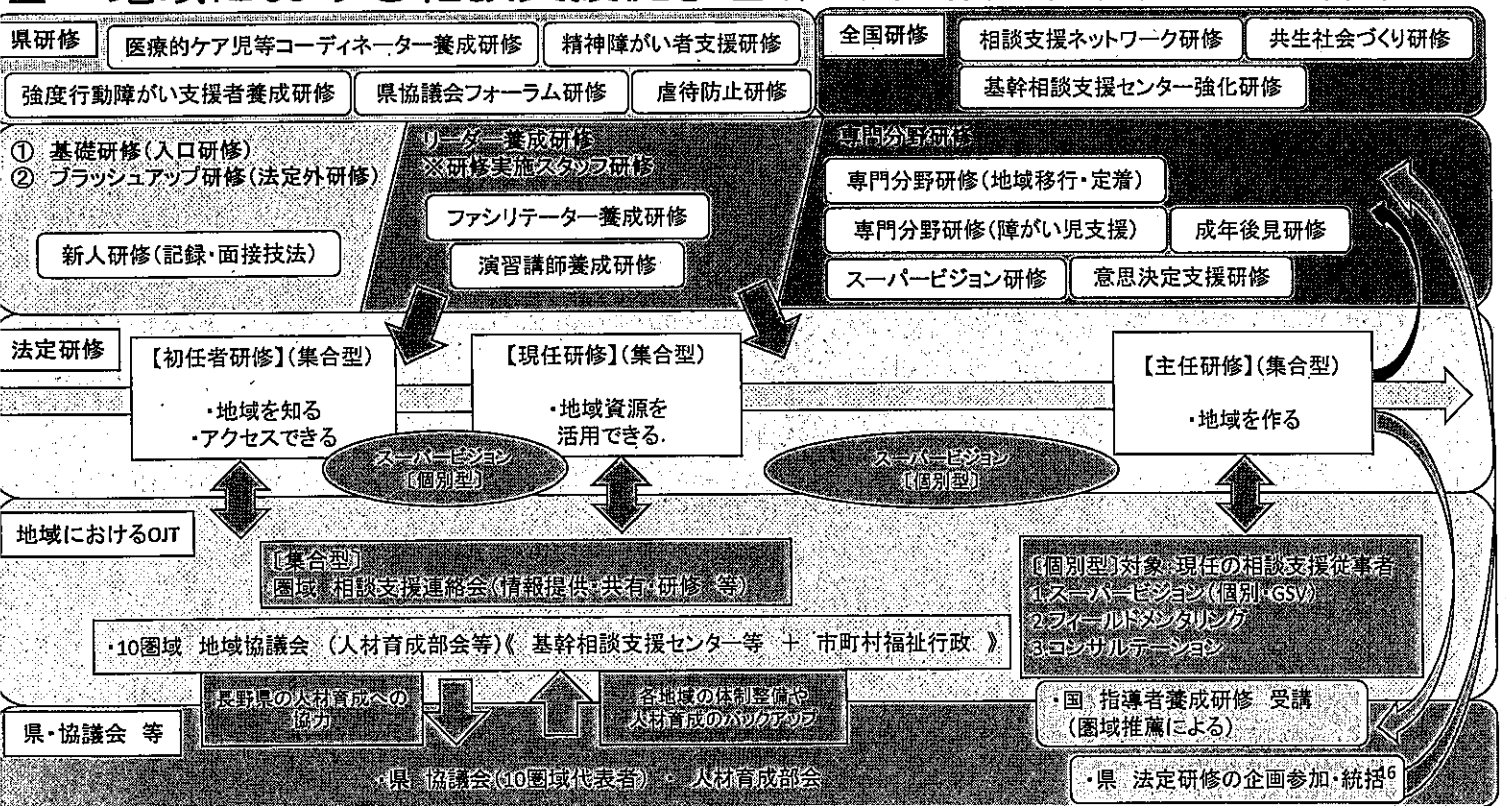
②スキルアップの方向性としては、ミクロ、メゾ、マクロという視点を重視し、ケースワークからソーシャルアクションまでを相談支援業務の範囲とする。そのためのスキル習得を、5年、10年という期間を意識しながら行っていく方向。

③目指す人材像は、長野県のそれぞれの地域で、障がいのある方々が『安心して暮らせる地域づくり』を担う人材である。

④相談支援に従事する者は、自己覚知、自己一致が必要である。そのためには自ら振り返りをしつつ、学んでいく姿勢が重要となる。かつ、継続した取り組みが必要である。

15

2 地域における相談支援従事者(相談支援専門員)の育成体制



解説文

- ①研修体系は法定研修をベースとした各時期に、受講を期待するスキルアップするための各種研修を示している。
- ②人材育成には集合研修（OFF-JT）と日々の実践での研修（OJT）の双方が必要であることから、法定研修およびスキルアップするための実地教育（地域で実施するOJT研修）の環境を整え、人材育成を図ることが必要である。
- ③そのため、相談支援の質の向上には、相談支援専門員をはじめとする相談支援従事者のスキルアップと相談支援の体制整備の両面が必要となる。
- ④主任相談支援専門員は、相談支援現任者に対する人材育成（スーパービジョン・メンタリング）及び地域作り（協議会を活用した多職種連携による資源改善・開発）と法定研修及びスキルアップするための各種研修の企画・運営を担う役割を果たす人材の育成を目指している。
- ⑤長野県における人材育成体制は、長野県全体での取組（長野県内の障害福祉サービス事業者の各種研修への協力）と各地域での取組（各市町村の相談支援体制の整備と実地教育へのバックアップ）が協働することが重要となる。
- ⑥相談支援専門員をはじめとする相談支援従事者は、全国研修等に計画的に参加し、国の動向や地域づくりに関する情報を受け取り、相談支援の質の向上に向けた体制の整備を行っていくことが必要である。

17

3 国・県の養成研修と地域の人材育成の関係

	国	長野県	市町村	基幹相談支援センター等
機・団体	厚生労働省	県 県自立支援協議会（人材育成部会）	市町村・障がい福祉圏域 地域自立支援協議会（人材育成部会等）	基幹相談支援センター 障がい者相談支援事業 等
割	研修制度全般 （策定、周知、養成）	全県の相談支援体制の強化 （障害福祉計画等の作成・進捗管理） 相談支援専門員の養成 サービス管理責任者等の養成	地域の相談支援体制の強化 （障害福祉計画等の作成・進捗管理） ・相談支援事業者に対する専門的助言指導 ・相談支援事業者の人材育成のための支援 ・地域の相談支援機関と連携強化の取組	地域の相談支援体制の強化 （障害福祉計画等の推進に向けた行政等との連携）
体的な内容	基本方針策定 （障がい福祉計画等） 指導者養成研修の実施	相談支援体制強化に向けた後方支援 障害福祉計画の推進 ・県自立支援協議会による協議 ・地域協議会（部会）との連携 各種養成研修の実施 ・企画運営、体制づくり（地域連携） ・指導者養成研修参加者の推薦 ・研修の評価・考察 ・人材育成ビジョン作成	相談支援体制強化に向けた取組 障害福祉計画の推進に向けた協議 ・地域自立支援協議会による協議 ・県協議会（部会）との連携 ・基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業、相談支援事業所の役割整理等 ・主任相談支援専門員の活用	相談支援体制強化に向けた取組 ・地域自立支援協議会事務局（人材育成部会等の運営） ・相談支援事業所へのアウトリーチ等 ・相談支援専門員連絡会等の企画運営 ・多職種等連携システムの構築 ・全国、県研修への参加によるスキルアップ
定研修で担う役割				
相談支援専門員	相談支援従事者指導者養成研修 （主任相談支援専門員研修含む）	相談支援従事者初任者研修 相談支援従事者現任研修 ・演習講師の養成 主任相談支援専門員養成研修	相談支援従事者養成研修における実地研修 の後方支援 ・地域資源情報等の提供等	相談支援従事者養成研修における実地研修 の実施 ・スーパービジョン等の実施 法定研修後のフォローアップ研修等
サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者	サービス管理責任者・児童発達 支援管理責任者指導者養成研修	サービス管理責任者等基礎研修 サービス管理責任者等実践研修 サービス管理責任者等更新研修 ・ファシリテーターの養成		法定研修後のフォローアップ研修等

※障害福祉計画等は、障害福祉計画及び障害児福祉計画をいう。
 ※サービス管理責任者等は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。

的	○相談支援専門員・主任相談支援専門員の育成 = 「地域の障がい者相談支援体制の基盤の強化」 ○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の育成 = 「地域の障害福祉サービスの質の向上」 ⇒二に基づく地域資源の充実（障害福祉計画等、地域生活支援拠点等の推進） = 「安心して暮らし続けることのできる地域づくり」 ¹⁸
---	--

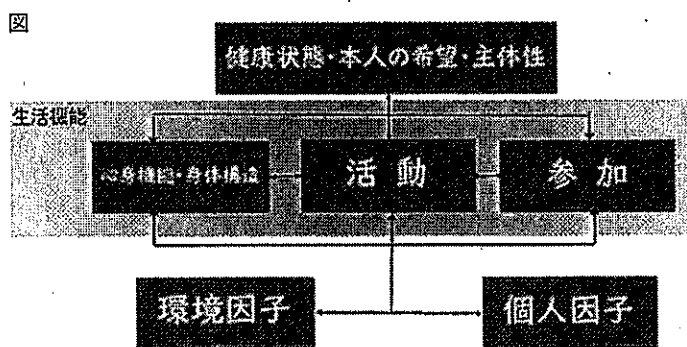
4 相談支援専門員の役割と地域相談支援体制の強化

法定研修の獲得目標 (演習～実践に向けて)	事業所における役割	自立支援協議会における 役割	地域における役割	心構え
初任者研修了者 アセスメントとニーズ整理 (ニーズの根拠) スーパービジョン	・計画相談(障害児相談)の業務の理解・遂行	・個別相談の課題から地域課題を認識 ・自立支援協議会の機能・役割の理解		・基本相談支援の理解 ・障がい者ケアマネジメントのスキル獲得 ・社会資源の把握
現任研修了者 意思決定支援 チームアプローチ コミュニティワーク ストレンダグスマデルGSV	・相談支援の基本を理解した実践の継続 ・チームアプローチ(多職種連携)の理解・実践 ・地域とのつながりやインフォーマルの活用等の理解・実践	・個別相談の課題からの地域課題を共有 ・自立支援協議会の機能・役割の理解および参加		・個別援助技術と地域援助技術の役割と繋がり ・スーパービジョンの理論と方法の理解と研鑽の継続
主任研修了者 (主任相談支援専門員) 人材育成 (法定研修の実習) (実地教育、地域におけるOJT)	指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 基幹相談支援センター 委託相談支援事業所 ・基本相談支援を基盤としたサービス等利用計画についての実地教育の担い手 ・利用者中心による業務指針の推進 ・相談支援体制の強化と地域づくり	・個別相談の課題から地域課題を集約 ・自立支援協議会運営と地域課題の解消に向けた取組(実践) ・地域(住民)や他分野の関係機関との関係構築と協力 ・法定研修における実習および地域におけるOJT体制整備に向けた取組		・地域づくりや人材育成の推進 ・事業所や地域における指導的役割

19

○用語の説明(1)

用語	説明
ICF 国際生活機能分類 (ICF: International Classification of Functioning, Disability and Health)	本人の希望と主体性をすべての出発点として、障がいのあるなしに関わらず、「生活」を全体としてとらえるモデル。生活機能の「心身機能・構造」、「活動」、「参加」はそれぞれが単独に存在するのではなく、相互に影響を与え合い、また「健康状態」、「環境因子」、「個人因子」からも影響を受け、「すべてがすべてと影響しあう」相互作用モデルである。 「生活機能」が制限されている状態を、その人にとって「障がいがある状態」と考える(図参照)。
	例)脳血管疾患後遺症のため麻痺がある。経理の仕事に長年携わり、知識も経験も豊富。現在は休職中だが、復職を希望している(健康状態・本人の希望・主体性)。 勤務先の出入り口は2階にあり、建物には階段しか備わっていない(環境因子)。社長をはじめ仲間からの信頼あり、家族の理解と協力も望める(個人因子)。 屋外での歩行は困難。自宅や病院内で手すりがあれば歩行可能だが、車いすでの交通機関を使っての移動に熟練がない(生活機能:心身機能・身体構造、活動、参加)。
	※参考: 第1回社会保障審議会統計分科会(平成18年7月26日)参考資料(大川委員提出資料)



20

○用語の説明 (2)

用語	説明
アセスメント	援助の実施に先駆けて行われる事前評価。情報収集とその分析や生活問題・ニーズの把握。 ※参考:「精神保健福祉士シリーズ」(福祉臨床シリーズ編集委員会編)(弘文堂) ※アセスメント技術を高めるハンドブック(著者 近藤直司 氏)(赤石書店)
アドボカシー	自己の生活ニーズを表明したり、権利や利益を主張することの困難なご本人に代わって、その生活と権利を護るために、行政・制度や社会福祉に関する機関、サービス供給主体などに対して制度や対応の変革を求めるために行う専門的な活動。 ※参考:「精神保健福祉士シリーズ」(福祉臨床シリーズ編集委員会編)(弘文堂)
意思決定支援	認知障がいのある人々(知的ないし発達障がい、精神障がい、認知症、後天的脳損傷その他、認知に影響しうる他の障がいのある人々)が、平等に社会参加できるように、意思決定支援の手助けをすること。普遍的に意思決定のための支援は、日常的に我々すべてが利用するもの。 ※参考:令和元年度相談支援従事者指導者養成研修資料
エンパワメント	人とその人の環境との関係の質に焦点を当て、人々が所与の環境を改善するパワーを高め、環境との良好な交互作用能力を増強すること。 ※参考:「精神保健福祉士シリーズ」(福祉臨床シリーズ編集委員会編)(弘文堂)
OJT	職務を通じての研修であり、職務を遂行する中で支援者として必要な知識や技術、価値観や倫理観などについて、職場の上司や先輩から指導を受ける実践的な形態。 ※参考:「精神保健福祉士シリーズ」(福祉臨床シリーズ編集委員会編)(弘文堂)
OFF-JT	職務から離れて行われる研修であり、職場内や職場外において支援者に必要な専門的知識や技術などについて、教育訓練スタッフから指導を受ける集中的な形態。 ※参考:「精神保健福祉士シリーズ」(福祉臨床シリーズ編集委員会編)(弘文堂)
ケアマネジメント	障がい者の地域における生活支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。 ※参考:障害者ケアガイドライン(平成14年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)

21

○用語の説明 (3)

用語	説明
スーパービジョン	スーパーバイザーが利用者にどのような関わりをし、何を考え、何を感じ、何を学ぼうとしているかを、スーパーバイザーがくみ取り、スーパーバイザーの学びを深める作業。 ※参考:令和元年度相談支援従事者指導者養成研修資料
ストレングス	本人の長所や潜在能力、利用者を取り巻く社会資源に着目しその部分に働きかけ、望ましい適応能力を高めるとともに生活の質の向上や自主性・自立性を促すこと。 ※参考:「精神保健福祉士シリーズ」(福祉臨床シリーズ編集委員会編)(弘文堂)
ソーシャルインクルージョン	「すべての人々が共生する社会、誰一人排除しない社会を目指す」という理念。 ※参考:令和元年度相談支援従事者指導者養成研修資料
ソーシャルワーク	ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。 ※参考:ソーシャルワーカーの倫理綱領(社会福祉専門職団体協議会)
相談支援従事者	相談支援員、相談支援専門員、主任相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者 等
メンタリング	マンツーマンのコミュニケーションによる人材育成の手法。メンターは継続的な対話によってメンティの可能性を引き出し、自発的な成長(主役がメンティ)を促していく。自らの気づきを引き出し、キャリア形成や人としての成長を促す方法。 ※参考:令和元年度長野県相談支援従事者現任研修 研修資料より
リカバリー	①特定の到達点を指すものではなくプロセスであり、個別のものであること。②失われた希望を取り戻すこと。③自らの健康と生き方に責任をもち、自分の人生の主導権を取り戻すこと。④障害を通して自己を定義するのではなく、新たな価値あるアイデンティティと人生の意味を見出すことなど。 ※参考:障害保健福祉研究情報システム

22

上小圏域(市)参考例 法定研修の実習と実地教育体制

法定研修の実習体制 (人材育成専門部会)	実地教育(OJT体制)
<p>1. 初任者研修 【ケアマネジメントの実践】 →基幹相談支援センターにアクセスし、個別SVにて対応(主任相談支援専門員が中心)</p> <p>【社会資源調査】 →人材育成専門部会員(市町村・主任・基幹)を中心とした説明会及びグループワーク</p> <p>2. 現任研修 【意思決定支援におけるSV】 →基幹相談支援センターにアクセスし、個別SVもしくはGSVにて対応(主任相談支援専門員が中心)</p> <p>【((自立支援)協議会参加体験等)】 →人材育成専門部会員(市町村・主任・基幹)を中心としたワールドカフェ</p> <p>※ 主任相談支援専門員(特定・基幹)の学習会を実施。</p>	<p>1. 基幹相談支援センターの役割 (基幹の主任の実践内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援OJT体制整備(企画・実施・スーパーバイザー) 主任相談支援専門員(特定)に対するバイザー養成 機能強化型事業所におけるGSV(各事業所月1回) 指定相談支援事業所及び市町村担当者に対するSV 人材育成専門部会 事務局 法定研修における研修講師および演習講師 法定研修(初任者・現任)に関する実習対応 <p>2. 指定相談支援事業所の主任の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援OJT体制整備(企画・実施・スーパーバイザー) 指定相談支援事業所に対するSV 人材育成専門部会 部会員 法定研修における演習講師 法定研修(初任者・現任)に関する実習対応

参考フォーマット ○○圏域(地域)の法定研修の実習と実地教育体制

法定研修の実習体制 (実施主体○○)	実地教育(OJT体制)
<p>1. 初任者研修 【ケアマネジメントの実践】</p> <p>【社会資源調査】</p> <p>2. 現任研修 【意思決定支援におけるSV】</p> <p>【((自立支援)協議会参加体験等)】</p>	<p>1. 基幹相談支援センター(委嘱相談支援センター)等の役割 (基幹等の主任の役割)</p> <p>2. 指定相談支援事業所の主任の役割</p>

(参考) 障害分野の研修及び実地教育(OJT)の効果の検証及び効果的な実施のための要因解明のための研究
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/163807>

○長野県自立支援協議会人材育成部会名簿 (令和6年3月現在)

圏域名	所 属	氏 名	備 考
佐久	佐久広域連合障害者相談支援センター	前田 剛	
上小	(特非) 上小圏域障害者総合支援センター	土屋 可奈子	
諏訪	(一社) 諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス	大澤 英恵 若波 美波	
上伊那	(福) 長野県社会福祉事業団 上伊那圏域障がい者総合支援センターざらりあ	東松 多恵	
飯伊	(特非) 飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる	正生 さちえ	
木曾	(福) 木曾社会福祉事業協会 相談支援事業所りんくぎそ	上坂 ひろみ	
松本	(福) 信濃友愛会 障がい者相談支援センターあいほっと	白井 尚子	部会長
大北	(特非) 北アルプスの風 がんばりやさん相談支援事業所	松澤 重夫	
長野	(特非) 須高地域総合支援センター	関谷 真	
北信	(福) 高水福祉会 北信圏域障害者総合支援センターぱれっと	市村 綾子	
事務局	長野県 健康福祉部 障がい者支援課	大井 千明 堀内 祐希	

25

長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン (Ver.2.1)

令和2年3月 作 成

令和6年3月 一部改正

作成：長野県自立支援協議会 人材育成部会

(事務局) 長野県 健康福祉部 障がい者支援課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話：026-235-7105 (直通)

FAX：026-234-2369

E-Mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

26

令和5年度 長野県自立支援協議会療育部会報告

[1] 今年度の狙い

- (1) 発達障がい児者（※診断のない場合も含む）や医療的ケア児者の協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児支援連携推進会議」と連動し、関係者との連携を図る。
- (2) 当事者・保護者が早期から身近な地域で相談等が受けられる体制の一層の充実をはかるため、各圏域間のネットワークづくりを行う。
- (3) 第2期障害児福祉計画の最終年度であり、第3期障害児福祉計画策定年度であるため、計画の達成状況、策定に係る地域の取組状況の共有を行う。
- (4) 圏域療育部会への後方支援を行うため、県部会としての情報共有・情報発信をより一層行い、圏域の障がい児等に対する支援体制への協議の場との連携体制を強化する。
- (5) 義務教育終了後の児童に対する支援について、地域の情報共有・切れ目のない支援を行う体制整備に向けて、地域の療育体制における課題検討を行う。

[2] 取組状況

・療育部会の開催

第1回	5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の概要や今年度の部会について情報共有 ・各圏域自立支援協議会の状況に関する情報交換について（今年度の取り組みについて） ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について ・関係機関の取り組みについて（情報提供）
第2回	8月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・療育部会拡大会議準備 ・地域の義務教育終了後の児童に係る支援体制について情報共有
第3回	11月29日	<p>療育部会拡大会議</p> <p>「義務教育終了後の児童に係る支援体制について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育終了後の児童の支援にかかわる関係者を参集し、3つの機関から取り組み（好事例）の共有 事例発表①「県立高校における生徒に関する現状と対策について」（長野県教育委員会心の支援課） 事例発表②「切れ目のない支援を行うための新たな取組」（松本市あるぷキッズ支援室） 事例発表③「人が変わっても変わらない相談支援の仕組みづくり」（北信圏域障害者総合相談支援センター） ・参加者による事例発表を踏まえての意見交換
第4回	2月16日	令和5年度のまとめ

・療育コーディネーター連絡会について

第1回	6月20日	<p>グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育コーディネーターとして活動していくなかで抱えている困り感 ・地域の支援機関とのすみわけ・連携の方法 ・療育コーディネーターが関わる地域の研修会・学習会について（開催内容・研修に係る工夫点等） ・医療的ケア児 Co について
第2回	1月15日	<p>グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の療育コーディネーターとしての活動について ・情報交換

[3] 成果

- ・第3回療育部会拡大会議（義務教育終了後の児童に対する支援体制について）の開催（参加申し込み79回線）
- ・義務教育終了後の児童に対する支援体制について、福祉、教育、行政等から参加者を募り、義

務教育終了後の切れ目ない支援の重要性について学習の場の提供を行った。

- ・ 支援に係る関係する協議の場「発達障がい者支援対策協議会」「医療的ケア児等支援連携推進会議」との情報交換を行った。
- ・ 部会やコーディネーター連絡会で関係機関からの情報共有を積極的に行うことで、多岐にわたる児童の動向について、国や県の動向を知り、地域部会と共有した。

[4] 来年度に向けて

- ・ 障がい児相談支援等の支援状況（障害福祉計画の進捗状況含む）の共有
- ・ 地域協議会運営の情報交換
- ・ 関係する協議の場の連携促進について
- ・ 事例の共有を通じた圏域の支援体制整備

令和5年度 長野県自立支援協議会就労支援部会活動報告

[1] 今年度の狙い

① 研修事業

アフターコロナにおける積極的な障がい者の就労促進に取り組むため、各地域の課題を抽出し、就労支援に係る支援力向上のための人材育成に特化した研修会を開催する。

② 連携支援事業

好事例の共有や関係機関との交流を図るため、新たな構成員を配置し、長野県内の各圏域就労支援部会のニーズや課題について情報共有を行うとともに、構成員の連動により各圏域就労支援部会の更なる充実を図る。

③ 関係機関との連携強化

教育部門や、労働関係機関等障がい者就労における多様な機関との情報共有・連携を図る。

[2] 取組状況

- ・運営委員会は部会前に毎回開催（全6回）
- ・部会は全て集合形式
- ・国の動向等について情報共有を行うとともに、意見交換を行えるようグループワークを積極的に実施した。

第1回	5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度就労支援部会の構成、活動計画について ・圏域自立支援協議会 就労支援部会の活動について ・関係機関における今年度の取組について
第2回	7月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会員の交替に伴い、就労支援部会の活動計画について再度確認 ・第1回就労アセスメント分科会について ・意見交換（就労アセスメント、就労選択支援について）
第3回	10月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度就労支援部会研修準備
第4回	12月13日	<p>【就労支援部会研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師による3講義「就労系事業所における人材育成について」 <ul style="list-style-type: none"> ① 一般就労を含めた施設外就労における職場開拓について ② 社会と福祉を繋ぐビジネスマナー講座 (部会員によるパネルディスカッション) ③ 事業所における人材育成の提案 ・参加者による講義を基にしたフリーディスカッション
第5回	1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合支援法の改正に伴う今後の就労支援施策に係る国の動向について情報共有 ・国の動向を踏まえて意見交換（就労選択支援について）
第6回	3月6日	令和5年度部会の総括

[3] 成果

- ・就労支援部会研修会の開催（参加者数 約90名）
- ・職場実習支援制度の実績
 - 短期トレーニング促進事業 249件（上半期実績・延べ件数）
- ・短期トレーニング促進事業について

昨年度に引き続きコロナ禍ではあったが実習件数は大きく増加。一般就労への移行において職場実習は効果があると見込まれるため、今後も職場実習支援を促進していく。

[4] その他

1、就労アセスメント分科会

新たに創設される「就労選択支援」の制度化（令和7年10月施行予定）に向け、特に関わり

の深い教育分野の関係者を参集し、現行されている「就労アセスメント」について、各分野における課題及び分科会設置の目的の共有等を行った。

① 取組状況

第1回	6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度就労アセスメント分科会の構成及び活動計画について ・福祉分野、教育分野双方における課題の共有と今後の方向性について
第2回	1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・就労アセスメントに係る課題の共有及び就労選択支援に係る国の動向について ・就労アセスメントに係る課題の整理と今後の方向性について ・国の動向を踏まえ意見交換

② 主な課題（第1回分科会より）

教育分野	福祉分野	解決策
<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所不足 ・就労アセスメントに係る日程調整、学校のカリキュラム上の実習と別途行う就労アセスメントの等の手間 ・直Bのためのアセスメントとしての形骸化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業不足 ・就労系資源の地域格差 ・相談支援専門員、就労系サービス提供事業者の情報（スキル）不足 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域の実態（地域資源等に即したアセスメント方法の検討 ・圏域で解決可能/不可能な課題の整理→圏域での ・就労アセスメントに係るモデルケースの作成 等

③ 就労アセスメントに係る課題の整理と今後の方向性について

- ・モデルケース（試行実施）について／上伊那圏域

就労選択支援について、現行の就労アセスメントがうまく活用されている上伊那圏域において、モデル事業として「就労選択支援」を試行的に実施する。その中での課題を分析・解析し、県部会にて共有する。

- ・圏域での体制整備について

地域資源が異なる中で、圏域ごとでの体制整備が必要となるため、圏域の就労支援部会の中に勉強会を設置する。

- ・実施主体となる就労選択支援事業所について

現行の就労アセスメントの担い手である「就労移行支援事業所の不足」問題の継続を防ぐために、県部会においても就労選択支援事業所の指定要件等について協議をし、運営委員会・本会等へ提案していく。

*令和6年2月6日 令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(案)公開

④ 今後の分科会について

- ・令和7年10月施行に向けて、来年度も引き続き課題検討・モデル事業の情報共有等を行っていく。

[5] 来年度に向けて

- ・研修事業

質の高い支援員の育成、ニーズに応じた地域の土台作りとなる研修会の実施

- ・後方支援事業

事例や課題の共有を通じた地域の支援者間の連携強化に向けた後方支援

- ・アセスメント分科会の運営

令和7年10月の施行に向けて、課題共有、圏域への助言、提案を実施

[1] 今年度の狙い

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係者が理解を深め、情報共有を図ることにより各圏域における地域移行・地域定着体制の強化に取り組むとともに、継続して事業を取り組める体制づくりのために、各分野の取組の工夫を共有する。

[2] 取組状況

<地域移行支援部会>

・第1回 5月15日(月)【書面】

部会長及び部会員の改選、部会計画について共有した。

・第2回 8月30日(水)

本年度の県及び各圏域の取組状況について共有した。県(保健所等)で行う研修は順次計画・実施し、その他事業もコロナ前の状況に戻すよう取り組んでいく旨確認した。

来年度から開始予定の入院者訪問支援事業について情報共有をし、併せて懸念事項等の意見交換を行った。

・第3回 2月14日(水)

本年度の県及び各圏域の取組状況について共有した。

日頃の取組から感じること、課題等について意見交換を行った。

また、法改正により変更になる内容について確認した。

<精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議>

・第1回 7月25日(火)

今年度の県の精神障がい者地域生活支援事業の内容説明を行い、各圏域における今年度の取組状況等を確認した。主にピアサポーター、にも包括、高齢者・身寄りのない方の支援等について課題がある圏域が多くあった。

・第2回 1月25日(木)

今年度の精神障がい者地域生活支援事業の実施状況説明を行った。各圏域における今年度の取組状況を報告し、他圏域に確認したいことの情報交換・意見交換を行った。

[3] 成果

部会およびコーディネーター等連絡会議を計5回開催し、情報共有・意見交換を行った。他機関や他圏域の現状や課題、工夫点や特徴などを共有したことで、今後の取り組むべき課題等を確認することができた。

[4] 来年度に向けて

- ・各圏域の取組状況の確認
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議、意見交換

令和5年度 長野県自立支援協議会権利擁護部会報告

[1] 今年度の狙い

障害者虐待防止及び障害者差別解消に関する各圏域の協議会活動への応援部会とする。

- (1) 障がい者虐待案件の課題検証を実施する。
- (2) 差別解消地域協議会等差別解消法に関わる取組状況の確認を行う。
- (3) その他、各圏域から挙げられた権利擁護部会に関する課題検討

[2] 取組状況

・第1回部会 5月25日(木) Web会議

各圏域権利擁護関連部会の令和4年度活動状況の報告と本年度の県権利擁護部会の計画策定を行った。

各圏域において、権利擁護や差別解消に係る事業所向け・企業向け研修の実施や市町村向けの事例検討、啓発イベントの開催、事例集の作成など、さまざまな取組を行っていることを共有した。

・第2回部会 7月13日(木) Web会議

各圏域権利擁護部会計画の共有に加え、各圏域の障がい者虐待防止に向けた行政・事業所・基幹(総合支援)センターごとの課題について事前のヒアリング結果をもとに情報交換を行った。行政からは、虐待対応の流れや終結の判断に関する不安が見受けられた。事業所からは、虐待防止に向けた風通しの良い職場づくりを課題と捉える意見が複数あった。また、行政と事業所共通の課題として、虐待の線引きの判断に迷うことが上がった。基幹(総合支援)センターの課題としては、虐待対応に関する関係機関との情報共有の難しさ等が上げられた。

・第3回部会 10月5日(木)

第2回で共有した障がい者虐待防止に係る各圏域の課題について、さらに深めるための事前のヒアリングを各圏域で行い、その結果を共有した。各圏域で浮かび上がった課題に対し、他圏域の取組等を参考にしながら圏域の取組を充実させていくことを確認した。

障がい者共生条例の制定に伴い各圏域で取り組んだことや差別解消に関する課題について情報共有した。学校や地域向けの講習や、チラシの作成配布による啓発活動の実施、当事者からの困りごとを聞き合理的配慮に結び付けていく取組等、複数の圏域で差別解消に向けた活動を行っていることを確認した。

・第4回部会 1月11日(木)

第3回において、差別解消に係る課題の把握に苦慮している圏域があったことから、差別解消に関する課題の収集方法や、収集した課題を解決するために行った取組について、各圏域での事前のヒアリング調査をもとに情報共有を行った。

権利擁護の視点で事業所を訪問する計画を検討している圏域や、当事者の声を聞く取り組みを行う部会において、毎年度アンケートや聞き取りを行い、差別に係る内容について圏域の権利擁護部会にて対応を検討する流れを取る圏域があった。また、その他にも、潜在的な課題を相談につなげていくために、権利擁護に係るフォーラムや研修を行っている圏域が多数あった。

[3] 成果

- ・各圏域部会の活動を応援する部会という位置づけで情報交換を行い、他圏域の権利擁護に係る現状や取組を共有した。
- ・虐待防止に関しては、圏域別に行政・事業所・総合（基幹）相談支援センターそれぞれの立場で感じる課題を表面化し、各圏域において相互理解・相互連携を一層推進する重要性について確認した。
- ・差別解消に関しては、各圏域の課題の把握に関する体制や課題解決の取組について共有し、他圏域の取組を参考として自圏域の活動を活性化させていくことを確認した。

[4] 令和6年度に向けて

- ・障がい者虐待防止や差別解消を中心に、広く各圏域が抱える権利擁護に係る課題や、好事例について情報共有を行っていく。
- ・報酬改定後の動向も踏まえつつ、事業所における虐待防止や身体拘束等の適正化の推進の取組を、各圏域部会において支援していく。

<参考> 令和5年度権利擁護部会において共有した主なテーマ

1 障がい者虐待防止における各機関の課題等

機関	テーマ
市町村（虐待に関する事実確認や虐待判断等を行う立場）	<ul style="list-style-type: none"> ・受理した際の「通報」と「相談」の判断基準 ・事実確認調査において正確に事実確認するための工夫 ・虐待対応を終結できない場合の見守りや協議体制の維持 ・虐待判断を行う基準
障害福祉サービス事業所等（虐待の発見、通報、防止等を行う立場）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の調査の結果、虐待有無の判断がつかなかった場合、「虐待がなかった」わけではないことについて職員に意識付ける方法 ・虐待通報に至らずとも、不適切な支援を指摘された場合の対策 ・職員が自ら通報することを躊躇しないための雰囲気づくり ・虐待の基準（線引き）について事業所内で認識を統一する工夫
障がい者総合支援センター、基幹相談支援センター（市町村への協力、事業所への助言等を行う立場）	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応について、関係機関同士（行政とセンター、行政と事業所、事業所とセンター）の温度差を解消するための工夫 ・行政が行う事実確認調査における一連の対応の中で、何かしらの協力をしたことがあるか

2 障がい者差別解消に関する各圏域の課題等

テーマ
<ul style="list-style-type: none"> ・差別解消に関する課題の収集方法と寄せられた課題 ・収集した課題の解決に向けてどのような取り組みをしたか ・差別解消支援地域協議会を機能させるために取り組んでいること又は協議会が設置されていない場合に地域課題の解決に向けて取り組んでいる工夫

令和5年度 長野県自立支援協議会運営委員会報告

[1] 今年度の狙い

令和3年度から令和5年度のビジョンに沿って、各地域の障がい者相談支援体制及び障害福祉サービスの整備及び質の向上を図るとともに新たな障害福祉計画作成に向けた後押しのため、各地域の基幹センター設置推進、相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ《人材育成、療育、就労、地域移行、権利擁護、事務局体制、福祉計画策定等》ごとに地域の課題を把握・整理しながら協議及び情報交換を機能強化会議等にて行う。

[2] 今年度の取組 (R5)

- ①各圏域の第6期障がい福祉計画の検証と第7期計画策定の後方支援
- ②各地域の相談支援体制強化のための人材育成の促進（人材育成部会との協働会議の実施）
- ③障がい児相談支援に関する情報共有
- ④災害時支援（BCPの推進）を取り組むための情報発信

[3] 取組状況

- ・ 定例運営委員会の開催
月1回実施
- ・ 第4回（7月11日）には人材育成部会との合同開催を実施し、相談支援従事者研修指導者養成研修の復命研修とともに、各圏域の人材育成強化において地域の実情や課題、県協議会としての協力体制について意見交換を行った。
- ・ 令和6年2月20日に開催された「相談支援体制整備や（自立支援）協議会の運営等の市町村支援に関する『都道府県担当職員等向け試行研修』」に参加。

[4] 成果

- ・ 障がい者相談支援体制等機能強化会議の企画・開催
 - 第1回 5月16日（火）（地域ごとの小集合をWEBでつなぐ併用）
テーマ：「障害者総合支援法の改正のポイントについて」
 - 第2回 1月16日（火）（集合）
テーマ：「地域OJT体制とケアマネジメント検証の基礎」
 - 第3回 2月13日（火）（地域ごとの小集合をWEBでつなぐ併用）
テーマ：「地域生活支援拠点等の運用状況について・令和6年度報酬改定について」
- ・ 自立支援協議会（全体会）の開催
 - 第1回 6月14日（水）
会長選任、県自立支援協議会について、年間活動計画確認、幹事課からの情報提供・共有
 - 第2回 11月21日（火）
専門部会等の活動状況について、圏域（地域）協議会と県協議会の取組について、障がい者プラン2024（仮称）等について、幹事課からの情報提供・共有
 - 第3回 3月12日（火）
専門部会等の活動状況について、圏域（地域）協議会と県協議会の取組について、圏域からの課題について、長野県障がい者プラン2024について、幹事課からの情報提供・共有

・自立支援フォーラムの企画・開催

令和5年10月6日（金）

テーマ：『福祉計画を軸に、地域生活支援体制の構築に向けて』

～すべては、地域生活支援拠点・地域包括ケアシステムの構築・重層的相談体制整備へとつながる地域支援体制の整備へ～

【第1分科会】「意思決定支援を児童期から」～権利擁護支援体制の構築に向けて～

【第2分科会】「地域のOJT体制整備について」～支援の質の向上に向けての人材育成～

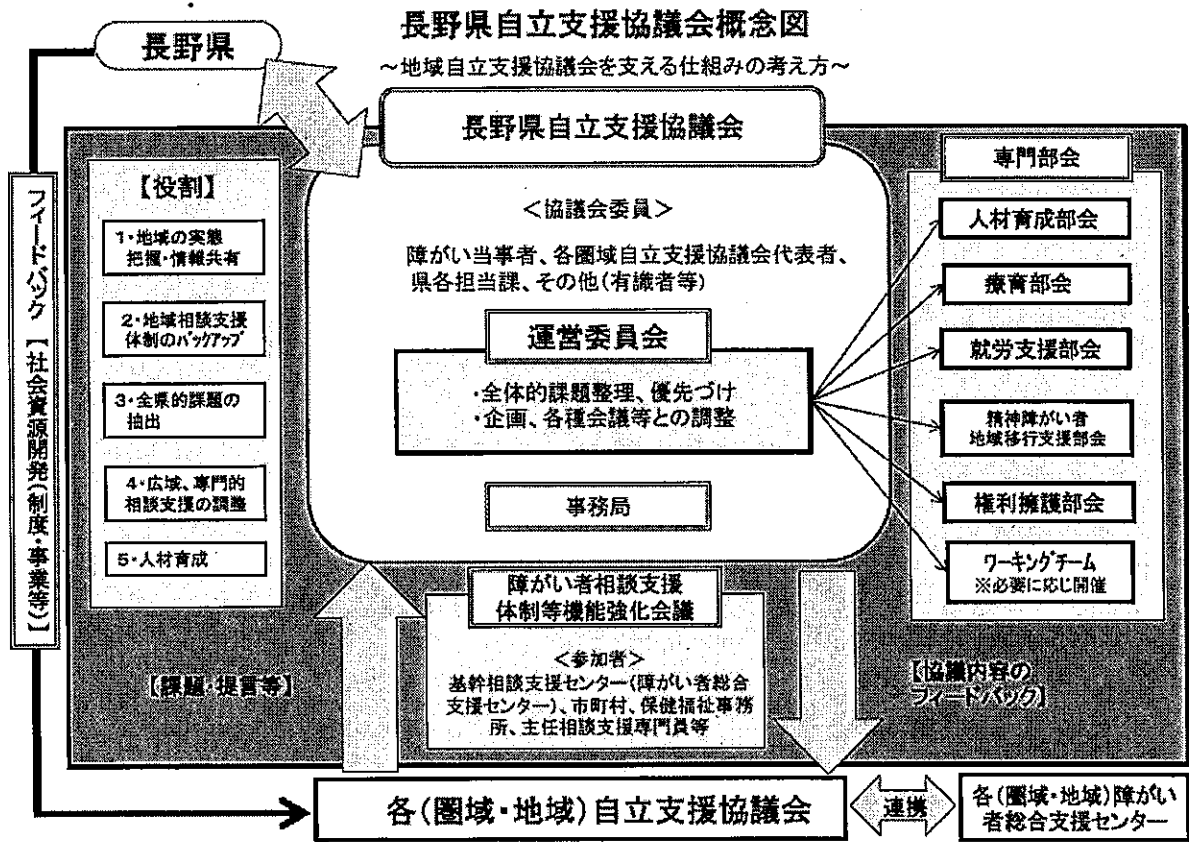
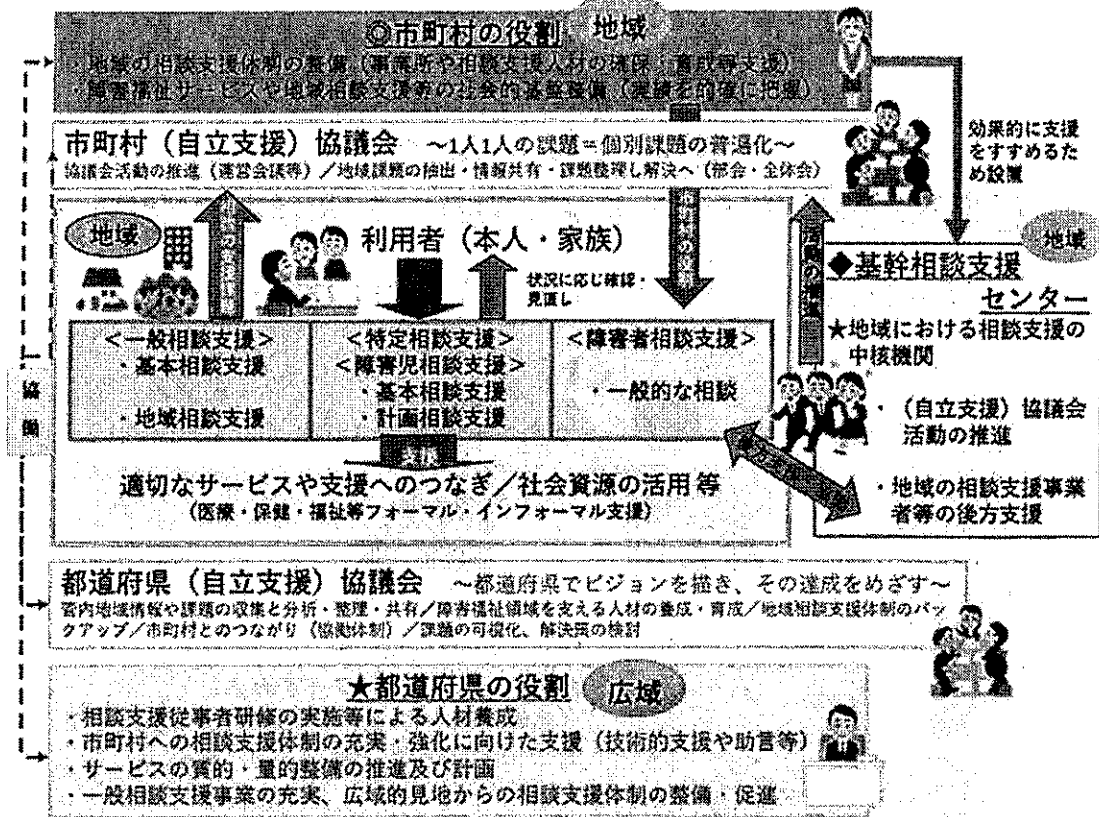
【第3分科会】「地域課題からみた、うちの一押し」～強度行動障がいのある方への支援とは～

・災害時支援（BCPの推進）のための情報発信

特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会、上小圏域障がい者自立支援協議会が主催した、「避難行動要支援者の避難取組研修」を後援した。

圏域（地域）協議会と県協議会の取組について

市町村（自立支援）協議会と都道府県（自立支援）協議会の連動について



障がい者相談支援体制等機能強化会議・自立支援協議会フォーラム 令和5年度実績について

1 会議の目的

共生社会の実現及び障がい者児やその家族が地域で安心して生活できる地域の支援体制の構築を目指し、各地域の障がい者相談支援体制及び障害福祉計画・障害児福祉計画の推進に向けた各種テーマ（例：人材育成、療育、就労、地域移行、権利擁護、事務局体制、福祉計画策定等）ごとに必要な者を参集し、地域の課題を把握・整理しながら、協議及び情報交換等を行う。

2 参集範囲

- (1) 各地域において、相談支援体制及び障害福祉計画・障害児福祉計画等の推進に必要な事項の実務者及びその中核を担う者（障がい者総合支援センター、地域自立支援協議会事務局、市町村、福祉事務所等）
- (2) その他相談支援体制強化のための各種テーマを協議するにあたり必要な者

3 障がい者相談支援体制等機能強化会議開催実績

目 程	内 容	参加者数
第1回 令和5年 5月16日	○講演 「障害者総合支援法の改正のポイントについて」 厚生労働省障害福祉課 相談支援専門官 藤川雄一氏	178名 <small>(小集合・オンライン併用)</small>
第2回 令和5年 1月16日	○研修 支援の質の向上に向けての人材育成 「地域 OJT 体制とケアマネジメント検証の基礎」 長野大学 社会福祉学部准教授 相馬大祐先生	83名 <small>(集合)</small>
第3回 令和6年 2月13日	○情報共有 「地域生活支援拠点等の運用状況について・令和6年度報酬改定について」 各圏域（地域）での取組の共有、報酬等の改訂内容を踏まえて、来年度からの取組についての協議の場を設定	138名 <small>(小集合・オンライン併用)</small>

自立支援協議会フォーラム開催実績

日 程	内 容	参加者数
令和5年 10月6日	第1分科会 「意思決定支援を児童期から～権利擁護支援体制の構築に向けて～」～ 第2分科会テーマ 「地域のOJT体制整備について」～支援の質の向上に向けての人材育成～ 第3分科会「圏域課題からみた、うちの地域の一押し」～強度行動障がいのある方への支援とは～	124名

資料 3

地域からの課題について

圏域(地域)名: 上小圏域

提出課題
長野県内、各圏域における地域移行の取り組み状況の共有を図り、病院連携を深める方法を模索出来ないか。
・課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)
これまでの検討と成果物のパンフレットの周知を進めて来ましたが、長野県内それぞれの地域の地域移行の相談窓口や方法が違うため、具体的な医療的ケア児の地域移行の基幹病院と地域との連携が図りづらい状況があると理解している。そのため、全県での地域移行の取り組み把握して、周知が図れないかの意見があり、長野県自立支援協議会への課題提出する事を、令和5年10月30日の本会にて確認
・長野県(全圏域)で考えるポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・長野県内、各圏域における基幹病院からの地域移行支援の取り組みが一覧表のような形で把握できないか？ ・その上で、各圏域の取り組み情報を、基幹病院との連携強化につながり、地域連携担当者や出来れば、医師に伝えられないか？ ・医療的ケア児コーディネーターの連絡会等、医療的ケア児等支援連携会議での見当も視野に入れた長野県自立支援協議会としての整理もお願いしたい。
※先日の難病の協議会の中でも、地域の繋ぎ先が分からないとの意見が、医師からも出されていた。

圏域(地域)名: 上伊那

提出課題
<ul style="list-style-type: none"> ・子どものショートステイに関して、緊急・常時関係なく資源が不足している。 ・「子ども」に関する資源を含めて検討したが、特に重度障がい児のショートステイについては受け入れ先が無いことが確認された。 ・他圏域の取り組みも参考に、出来ることを模索する。
・課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)
<ul style="list-style-type: none"> ・人材不足 ・スキル不足(者の事業所で児を受け入れることへの不安) ・経営面(単価が低く、受けることで赤字になる) ・事前の情報共有(情報のない中での受け入れは利用者、事業所互いに困難)
複合的な課題であり、課題解決の糸口が見えない。
・長野県(全圏域)で考えるポイント
・圏域内だけの対応には限界があるため、県内外の好事例の吸い上げと共有をお願いしたい。

圏域(地域)名: 長野市

提出課題
・課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)
<p>令和3年度の全体協議会で、放課後等デイサービスの普及や社会情勢の変化により、共働き世帯が増えたことにより、特別支援学校等を卒業した重度障害者の通所施設終了後の2~3時間程度の見守り支援等の要望が多くなっているが、事業所では十分な対応ができていないということが課題に挙げた。</p> <p>長野市障害ふくしネットでは、夕方支援ワーキングを設置し市内事業所の実態調査を行ったところ、主に生活介護事業所を利用する重度障害者の家族から、事業所利用の前後の時間帯(朝、夕)にタイムケアを利用して見守り支援等を依頼するケースが増加しているが、タイムケア事業の補助単価(1時間800円、重心・医ケア児者1400円)が重度障害者を支援するためには不十分であり、また、一部の利用者においては300時間の利用時間上限を超えてしまい全額実費負担となるため家計の大きな負担となっていることが分かった。</p> <p>このことから、重度障害者と生活する家族の介護負担の軽減を図り、障害者及びその家族が当たり前の地域生活を継続できるようにすることを目的として、長野市障害者日中一時支援事業(タイムケア事業)を見直し、補助単価の増額と必要な人に対して利用時間の延長をすることにした。</p>
・長野県(全圏域)で考えるポイント
<p>学齢期には放課後等デイサービスで過ごしていた夕方の時間帯について、学校卒業後は利用できるサービスがほとんどなくなるのが全国的にも課題となっていて「18歳の壁」という言葉もある。通所施設終了後の夕方の時間帯の重度障害者の支援について、余暇支援等の充実や家族の就業保障等のための事業拡大が求められる。</p>

資料4

長野県障がい者プラン 2024 について

計画の策定にあたって

- 計画の位置づけ
 - ・ 「しあわせ信州創造プラン3.0(長野県総合5か年計画)」における個別計画
 - ・ 障害者基本法に基づく障害者計画
 - ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉計画及び障害児福祉計画
 - ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法に基づく推進計画
 - ・ 障害者等の読書環境の整備の推進に関する法に基づく推進計画
 - ・ 聴覚聴力の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく推進計画
- 計画期間
 - ・ 令和6年度～11年度(6年間)
 - ・ 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の指針に基づき、令和6年度～8年度(3年間)
- 推進体制
 - ・ 次の方法等により、計画の推進及び進捗管理を実施
 - ・ 市町村との連携【地域の課題把握、市町村計画との連携・支援の実施】
 - ・ 県障がい者施策推進協議会【進捗管理、調査審議】
 - ・ 障がい者団体との意見交換【ニーズに即した施策の推進】等

第1章 障がいのある人の状況等

- 現状
 - ・ 身体障がい者数は、平成29年度と比較して、10.8%減少。一方、知的障がい者は11.5%、精神障がい者は34.2%増加。
 - ・ 難病患者(特定医療費受給者証所持者)は、平成29年度と比較して、16.2%増加。
 - ・ 令和4年度、発達障がいに関しては362件※1、高次脳機能障害に関しては2,506件※2の相談が寄せられている。

※1 発達障がい者支援センターへの相談件数
 ※2 高次脳機能障害支援拠点病院への相談件数

【国】

- 障がい者施策の動向(主なもの)
 - ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行(平成30年)
 - ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行(令和元年)
 - ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行(令和3年)
 - ・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行(令和4年)
 - ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行(令和6年)
 - 民間事業者の「合理的配慮の提供」の義務化等
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行(令和6年、一部令和5年施行)
 - 地域生活や就労の支援の強化等により障害者等の希望する生活の実現

第2章 計画の概要

- 基本理念
 - 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、つながり、支え合い、助け合う「誰にでも居場所と出番があり生き生きする喜びを感じる長野県」を目指します。
- 基本的視点
 - 障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現
 - 自ら選んだ場所で「安心」して暮らせる環境づくり
 - 「心のゆたかさ」を感じられる生活の実現

第3章 重点的に取り組む施策

- 1 共生社会の実現に向けた取組の強化
 - ・ 共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め、障がいのある人の権利を擁護する取組を推進します。
 - ・ 啓発・広報の実践(ともいきカンパニー認定事業所の拡大等)
 - ・ 共生社会実現に向けた体験学習の創出による行動変容(啓発動画、ワークショップ等)
 - ・ 障がいのある人となしあいの交流機会の拡大
 - ・ 障がいを理由とする差別解消の推進等
- 2 地域生活を支えるサービス基盤の充実
 - ・ 自ら選択した地域で安心して暮らされたいよう、必要なサービス基盤の整備等の取組を推進します。
 - ・ 地域生活支援拠点等の機能強化(コワーキングスペース配置促進等)
 - ・ 基幹相談支援センターの設置促進
 - ・ 人材の確保・定着(介護ロボット・ICTの導入等)
 - ・ 適切なサービス提供体制の確保(集団・実地指導の強化等)等
- 3 出番があり生きがいを感じられる生活の保障
 - ・ 生きがいのある充実した生活を保障するため、就労支援、スポーツや文化芸術活動などの社会参加の支援、情報保障の充実等の取組を推進します。
 - ・ 就労支援の強化(就労アセスメントの強化等)
 - ・ 情報保障の推進(意思疎通支援者の養成等)
 - ・ 社会活動への参加支援の充実(スポーツや文化芸術等に申し込む機会の拡大)等
- 4 多様な障がいに対する支援の推進
 - ・ 医療的ケア、重症心身障がい、発達障がい、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。
 - ・ 医療的ケア児等に対する支援体制の整備(医療型短期入所の開設の働きかけ等)
 - ・ 発達障がい支援の充実(発達障がい情報・支援センターでの情報発信や研修等)
 - ・ 強度行動障がい支援の充実(西御郷の専用棟でノウハウ蓄積と地域還元)等

第4章 分野別施策

- 1 障がいの理解と権利擁護の推進
 - ・ 障がいを理解の促進(啓発・広報、研修会の開催等)
 - ・ 障がいのある人となしあいの交流機会の拡大(スポーツ・芸術文化)
 - ・ 権利擁護・虐待防止の推進(障がいを理由とする差別解消の推進、権利行使の推進等)等
- 2 地域生活の充実
 - ・ 地域生活の支援(支援人材の確保・定着、障害福祉サービスの質の確保・向上、サービス提供基盤の整備促進、精神障がい者の地域移行支援)
 - ・ 経済的支援(各種手当制度や自動車税減免等の周知等)
 - ・ 相談支援体制の充実(基幹相談支援センターの設置促進等)等
- 3 安全で暮らしやすい地域づくり
 - ・ 安全な暮らしの確保(防犯・交通安全対策の推進、防災対策・災害発生時の支援の推進等)
 - ・ 誰もが暮らしやすいまちづくり(福祉のまちづくりの推進等)等
- 4 社会参加の促進
 - ・ 就労支援の充実(一般就労の促進、福祉的就労の支援、農林業分野における就労支援等)
 - ・ 社会活動への参加支援の充実(スポーツの裾野拡大と競技力向上、文化芸術活動の推進、生涯学習の推進等)
 - ・ 移動支援の充実(障がい者補助金の理解促進等)
 - ・ 情報・コミュニケーション支援の充実(手話通訳・要約筆記記者・盲ろう者通訳・介助員等の養成等)
- 5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実
 - ・ 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの提供(地域医療・救急医療の充実、医療従事者の養成・確保、歯科検診の推進等)
 - ・ 多様な障がいに対する支援の充実(医療的ケア児等、難病、難聴、発達障がい、高次脳機能障害、中途障がい者、強度行動障がい)
 - ・ 教育・療育体制の充実(特別支援教育の充実等)等

第5章 地域生活への移行や就労支援等に関する成果目標等に関すること(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

- 主な成果目標(令和8年度末)
 - ・ 施設入所している障がい者の地域生活移行に関すること
 - ・ 令和4年度末の入所者数2,173人を基準とし166人(7.7%)の地域生活への移行及び149人(6.9%)の入所者数の減少を見込む。

項目	目標	備考
入所者数から地域生活への移行者数	167人	令和5～8年度の累計
施設の入所者数の減少数	149人	令和5～8年度の累計

- ・ 強度行動障がい者の支援充実に関すること
- ・ 園域ごとにアンケート調査等の実施により、強度行動障がい者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る
県の成果目標（案）について

① 施設入所者の地域生活への移行	国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
地域生活に移行する者 ・令和4年度末の施設入所者の6%以上 ※国の指針に基づき算出した場合 2,173人（R4年度末入所者）×6%＝130人 ※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】 令和元年度末の施設入所者数の6%以上	圏域計画を基本として167人とす。 （令和4年度末入所者の1.7%） ※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】 R2～R5（220人）9.8% 【実績】 R2～R4（73人）3.4%	圏域計画を基本として149人とす。 （令和4年度末の入所者の5.9%） ※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】 R2～R5（146人）6.5% 【実績】 R2～R4（83人）3.7%
施設入所者数の減少数 ・令和4年度末の施設入所者の5%以上 ※国の指針に基づき算出した場合 2,173人（R4年度末入所者）×5%＝108人 ※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】 令和元年度末施設入所者数の1.6%		

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 ・325.3日以上 ※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】 316日以上	325.3日以上 ※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】 316日以上 【実績】 325.3日（令和2年度）	（65歳以上）1,190人 （65歳未満）737人 ※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】（65歳以上）1,097人 （65歳未満）673人 【実績】（65歳以上）1,303人 （65歳未満）802人
精神病床における1年以上の入院患者数 ・国指針の定める算定式により算出 ※第6期障害福祉計画に係る指針 上記と同様		

国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
精神病床における退院率 ・入院後3か月 68.9%以上 ・入院後6か月 84.5%以上 ・入院後1年 91.0%以上 ※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】 ・入院後3か月 69.0%以上 ・入院後6か月 86.0%以上 ・入院後1年 92.0%以上	・入院後3か月 68.9%以上 ・入院後6か月 84.5%以上 ・入院後1年 91.0%以上 ※第6期障害福祉計画の進捗状況 【実績】（R元） ・入院後3か月 69.0%（68.6%） ・入院後6か月 86.0%（83.4%） ・入院後1年 92.0%（90.9%）

③ 地域生活支援の充実に関すること	国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
地域生活支援拠点等有する機能の充実に関すること ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備 ・コーディネーターの配置 ・年1回以上の運用状況の検証・検討を実施	各圏域に1か所以上整備、コーディネーターの役割を担う者を配置、更に年1回以上の運用状況の検証・検討を実施し、拠点の機能強化を図る。 ※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】各圏域に体制を整備、年1回以上の検証・検討を実施。 【実績】10圏域【74市町村】 各圏域年1回以上の検証・検討実施	各圏域でアンケート調査等の実施により、強度行動障がい者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。 ※今回の指針で新たに追加

④ 福祉施設から一般就労への移行		国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
一般就労への移行者数 ・令和3年度の移行者数の1.28倍以上 ※国の指針に基づき算出した場合 314 (R3年度移行実績) × 1.28 = 401人	圏域計画を基本として455人とする。 (R3年度実績の1.45倍) ※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】421人 (265人 (R元) の1.59倍) 【実績】338人 (265人 (R元) の1.28倍)		
※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】 令和元年度の移行者数の1.27倍以上	就労移行支援事業から一般就労への移行者数 ・令和3年度移行者数の1.31倍 ※国の指針に基づき算出した場合 172 (R3年度移行実績) × 1.31 = 225人		
※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】 令和元年度の移行者数の1.30倍以上	※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】203人 (134人 (R元) の1.51倍) 【実績】159人 (134人 (R元) の1.19倍)		
就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数 ・令和3年度移行者数の1.29倍 ※国の指針に基づき算出した場合 51 (R3年度移行実績) × 1.29 = 65人	圏域計画を基本として88人とする。 (R3年度実績の1.73倍)		
※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】 令和元年度の移行者数の1.26倍以上	※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】66人 (26人 (R元) の2.54倍) 【実績】64人 (26人 (R元) の2.46倍)		
就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数 ・令和3年度移行者数の1.28倍 ※国の指針に基づき算出した場合 81 (R3年度移行実績) × 1.28 = 103人	圏域計画を基本として109人とする。 (R3年度実績の1.35倍)		
※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】 令和元年度の移行者数の1.23倍以上	※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】131人 (93人 (R元) の1.41倍) 【実績】102人 (93人 (R元) の1.10倍)		

国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所 ・就労移行支援事業の50%以上 ※今回の指針で新たに追加	圏域計画を基本として就労移行支援事業所の50%以上とする。
地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制の構築をすため、協議会を活用 ※今回の指針で新たに追加	自立支援協議会の就労支援部会の場を活用し、地域就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制の構築を旨指します。
就労定着支援事業の利用者数 ・令和3年度利用者の1.41倍 ※今回の指針で新たに追加	圏域計画を基本として181人とする。 (R3年度実績 (97人) の1.87倍)
就労定着支援利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所の割合 ・就労定着支援事業所の25%以上 ※今回の指針で新たに追加	圏域計画を基本として就労定着支援事業所の25%以上とする。

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等		県の成果目標 令和8年度目標
児童発達支援センターの設置 ・各市町村に1か所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。 ※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】上記と同様	全ての市町村において、児童発達支援センターを利用できる体制を整備 ※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】上記と同様 【実績】5圏域で体制整備	
保育所等訪問支援を利用できる体制 ・各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築。 ※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】上記と同様	全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を整備 ※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】上記と同様 【実績】8圏域で体制整備	

国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制 ・全市町村（圏域も可能）において、障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築のため、以下のような取組を実施	圏域ごとに全ての市町村において、推進体制（国の指針を参考に）の整備・充実
①児童発達支援センターが地域におけるインクルージョンの中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校及び特別支援学校等（以下、「保育所等」という。）に対し、専門的支援や助言の実施 ②児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制づくり	全ての市町村において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを整備
※今回の指針で新たに追加	※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】上記と同様 【実績】7圏域で体制整備
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス ・各市町村に少なくとも1か所以上確保。市町村単独での設置が困難な場合には圏域での確保であっても差し支えない。	①県医療的ケア児等支援センターを維持 ②県及び圏域ごとに設置した、協議の場を継続 ③コーディネーターを県及び全圏域で配置
※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】上記と同様	※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】上記②、③と同様 【実績】 ・県医療的ケア児等支援センターを設置 ・県及び圏域ごとに協議の場を設置 ・コーディネーターを県に2名配置及び3圏域・1地域・1村が計8名配置
医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係協議の場の設置及びコーディネーターの配置 ・都道府県に医療的ケア児支援センターを設置、保健・医療・障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置。県及び市町村に医療的ケア児等コーディネーターの配置。	※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】上記と同様（医療的ケア児支援センターの設置を除く）。

国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
都道府県において難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 ※第6期障害福祉計画に係る指針 上記と同様	現在の体制を維持（長野県難聴児支援センターを設置済）
障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置 ※今回の指針で新たに追加	県が移行調整の協議の場を設置

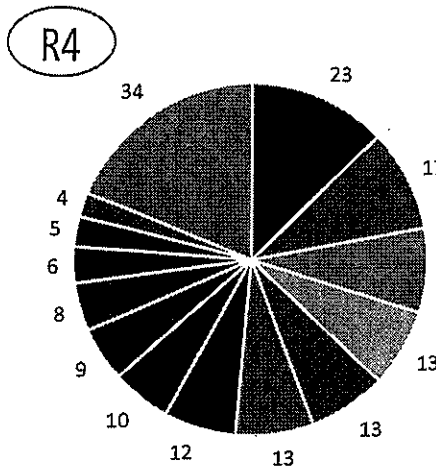
国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
⑥ 相談支援体制の充実・強化等	全ての圏域において、基幹相談支援センターの設置 ・各市町村又は各圏域に設置
※今回の指針で新たに追加	全ての圏域において、基幹相談支援センターの設置

国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	①77市町村で実施 ②49市町村で実施 ③県において年1回実施
サービス等の質の向上のための体制構築 ①障害福祉サービス等に係る各種研修への職員参加 ②障害者自立支援審査支払システム等の分析・共有 ③事業所指導調査結果の関係市町村との共有	※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】①77市町村で実施 ②47市町村で実施 ③県において年1回実施
※第6期障害福祉計画に係る指針 上記と同様	※第6期障害福祉計画の進捗状況 【実績】①50市町村で実施 ②30市町村で実施 ③県において年1回実施

その他

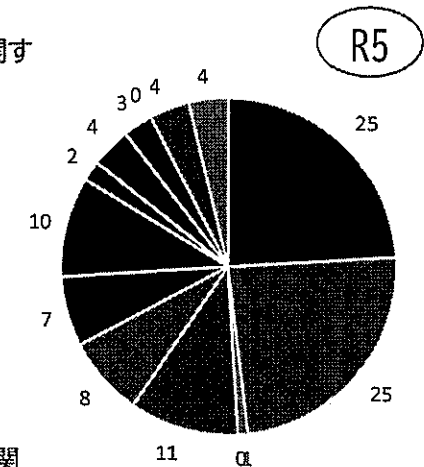
- (1) 令和5年度長野県医療的ケア児等支援センターについて
- (2) 日中支援型グループホームの協議の場の設置について
- (3) 合理的配慮関連物品等に対する購入支援事業について
- (4) 今後の予定について

1. 相談対応 R4年度とR5年度（12月まで）の比較



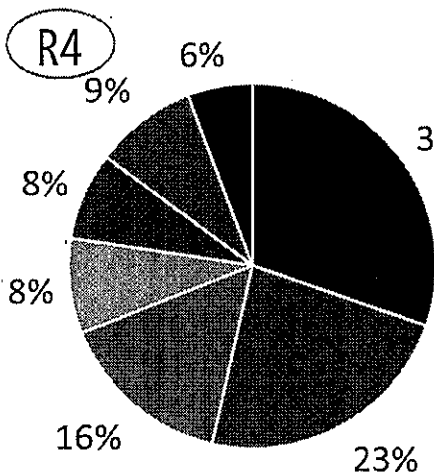
多様な相談があった4年度

- 保育所・学校の体制整備に関する
- 制度や事業に関する
- 圏域内/同職種での連携体制に関する
- レスパイトに関する
- 困難事例に関する
- 長野県の情報欲しい
- 災害対策に関する
- 関係機関との連携に関する
- 看護師の確保に関する
- 医師の指示書（看護指示書）に関する
- 思いを聞いてほしい
- 医ケアCの業務/配置に関する
- 卒業後の居場所に関する
- その他

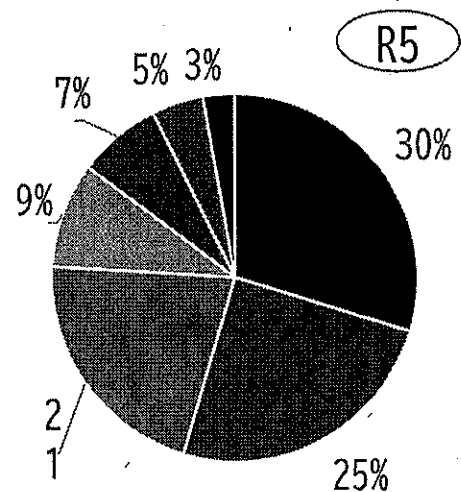


✓ 保育所・学校の体制整備
✓ 制度・事業についての相談が増加した

2. アウトリーチ R4年度とR5年度（12月まで）の比較




- 協議の場
- 研修・講演
- 学校・保育所
- 事業所
- ケース会議 家族会等
- その他
- 行政（教育委員会含）



学校・保育所への訪問が増加した
研修・講演には学術集会での報告等も含まれる

3. 災害対策：市町村の後方支援

避難先の確保	電源確保	安否情報の共有
<p>○ 通所支援事業所(児童発達支援・放課後等デイサービス事業所)を利用している児が当該事業所を避難所とするよう市町村と調整。(千曲・坂城地域)</p> <p>○ 村内・圏域内で垂直避難できる場がないため、妊娠中から通っていた、圏域外にある助産院を避難先とするよう調整、村と協定を締結、備蓄倉庫も確保。(松川村→安曇野市)</p> <p>○ 施設入所の人工呼吸器使用者の避難先を某大学に依頼、協定に向けて準備中。(千曲市→長野市)</p>	<p>○ 長野県社会福祉協議会との協働による給電車から医療機器への電源確保の周知、啓発。</p> <p>○ 指定避難所への給電車の派遣の仕組みづくりを検討</p> <p>○ スーパーバイザー医師による医療的ケア児の災害対策啓発動画作成</p> <p>災害時個別避難計画 https://youtu.be/c1sqxYRIHz4</p> <p>医療機器の給電車からの電源確保 https://youtu.be/tXweQoW1vm8</p> 	<p>○ 小児科医との協議により、小児在宅医療の支援を行う医師のうち、災害時小児呼吸器地域ネットワークの医師が、災害時小児周産期リエゾンに。</p> <p>○ Googleフォームを用いた安否情報の共有実験を実施。 →災害時の入力項目を絞るべき →安否確認の優先順位が把握できて有効だった →主治医にも共有できて有効 →時系列でしか把握できないので、主治医ごとや地域で抽出できるようにしてほしい</p>

今後の取組

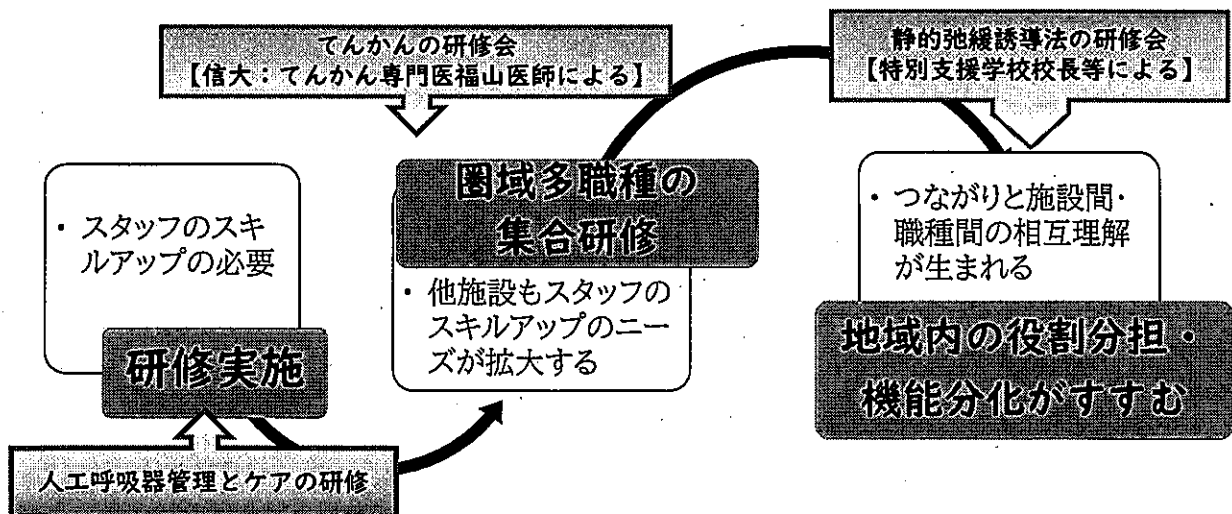
- ◆県社会福祉協議会、県内関係課による「在宅療養児・者災害対策連絡会」での検討を進める
- ◆災害対策の推進に、医療的ケア児等コーディネーター等多職種連携により協力して県の新規事業「医療的ケア児等災害時個別避難計画作成支援事業」を活用する

4. 資源開拓(飯伊圏域初の医療型短期入所施設開設)

令和4年9月の飯伊圏域地域医療構想調整会議において、重症心身障害児医療について地域外に依存している現状が医師会に共有されたことが契機となった。飯田医師会、飯田保健福祉事務所と協力して研修会、制度説明会、先行施設の見学等を行った。

→ 令和5年7月医療型短期入所事業所として介護老人保健施設を指定、家族等への説明会を経て、11月から短期入所受入れ開始。その後も地域等の支援者全体を対象とした研修会を開催している。

医療型短期入所施設開設を地域支援向上のtriggerに



5. 圏域医療的ケア児等コーディネーターの配置推進

圏域	配置状況
佐久	基幹相談支援センターに看護師を配置
上田	児童発達支援事業所の相談支援専門員、看護師 相談支援事業所の相談支援専門員
諏訪	基幹相談支援センターの相談員が兼務
上伊那	各市町村の保健師が対応
飯田	令和6年度から配置の方向で検討中
木曾	自立支援協議会の多職種連携チームでケースごとに対応
松本	【松本市】（あるべきはず）に社会福祉士を配置。 それ以外の地域は未定
大北	未定
長野	【千曲・坂城地域】基幹相談支援センター長が兼務 それ以外の地域は未定
北信	基幹相談支援センターの保健師が兼務

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施 を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）

【令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号による改正後の全文】

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）を踏まえ、都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を構築する必要がある。医療的ケア児支援センターには医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行うこととする。

市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う必要がある。

具体的には、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた退院支援、医療的ケア児が日常生活に必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うほか、地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行う等の役割が求められる。

このため、コーディネーターについては、医療的ケア児等に関するコーディネーターを養成する研修を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。

来年度以降の医療的ケア児等支援センターの取組の方向性

医ケア児等支援の現状と課題

これまでの取組	成果・変化	次の課題
人材育成	小児・母子ケアに積極的な訪問看護ステーションの増加	地域看護のレベルアップ
地域の医療的ケア児等コーディネーターの配置	小児科医会の活動 「小児在宅医療をつなぐ会」 「災害対策WG」	小児科医と地域の連携推進
アウトリーチ	保育所・小中学校への就園就学の増加	保育所・学校等の後方支援の充実
コーディネート（関係調整、制度活用推進）	災害対策の多分野・広域協力の進展 医療型短期入所等支援資源の開拓 卒業後（成人移行期）の支援の充実	災害対策の具体化 就労支援・余暇の充実（生涯学習）

課題に対する取組

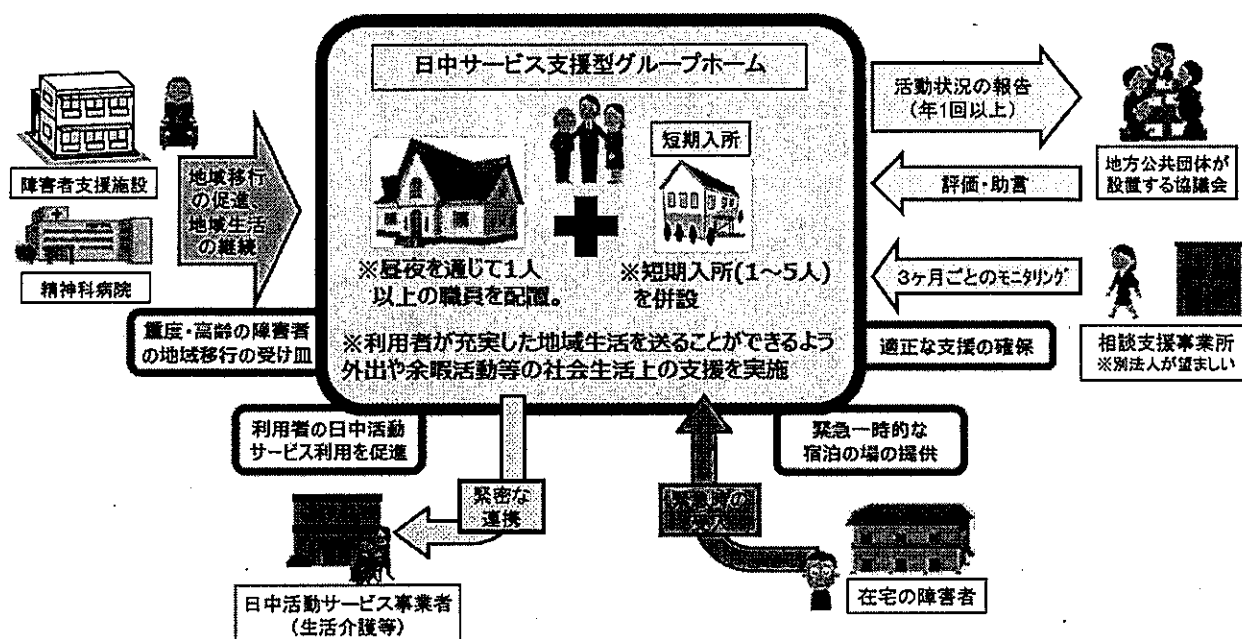
課題	今後の取組	
地域看護のレベルアップ	研修の充実 看護連携の構築	摂食嚥下、排せつ、姿勢管理等の研修の実施、事例検討会・交流会の開催
小児科医と地域の連携推進	スーパーバイザー医師の拡充	各圏域の小児科医による学校等訪問支援
保育所・学校等の後方支援の充実	職員対象の研修の充実	保育士・養護教諭等対象の研修実施 ガイドライン・手引き作成の支援
災害対策の具体化	体制整備支援 災害時個別避難計画作成支援	電源確保の仕組みづくり 避難先の確保 安否確認の方法、安否情報共有の仕組みづくり
就労支援・余暇の充実（生涯学習）	就労支援関係者への啓発 好事例の収集	就労支援にかかわる支援者対象の研修 卒業後の地域生活支援の好事例収集

日中サービス支援型グループホームの協議の場の設置について

長野県障がい者支援課

1 日中サービス支援型グループホームとは

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設された、障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型です。昼夜を通じて1以上の職員を配置している、短期入所を併設しているなどの特徴があります。



平成30年度東京都自立支援協議会会議資料より

2 日中サービス支援型グループホームの協議の場の設置について

国が定める障害福祉サービスの指定基準等において、日中サービス支援型のグループホームは、自立支援協議会等に対して定期的に事業の実施状況を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと定められています。(根拠規定は別紙。)

3 県内の日中サービス支援型グループホームの状況

- 令和6年3月1日時点で、県内には15事業所(22住居)の日中サービス支援型グループホームがあります。(別紙一覧のとおり。)
- 令和4年4月1日時点では6事業所、令和5年4月1日時点では11事業所と年々増加傾向にあり、入居者の重度化・高齢化に伴い今後も増加していくことが予想されます。

<根拠規定>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(協議の場の設置等)

第二百十三条の十 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

<県内の日中サービス支援型グループホーム（令和6年3月1日時点）>

圏域	市町村	法人名	事業所名	定員
佐久	小諸市	社会福祉法人小諸学舎	みゆき生活舎	9
	小海町	海ノ口建設工業株式会社	グループホームかたくり小海	5
上田	上田市	ソーシャルインクルーホーム株式会社	ソーシャルインクルーホーム上田 福田	20
	上田市	社会福祉法人まるこ福祉会	共同生活援助事業所ホームとんぼ	5
	上田市	株式会社福祉ハウスグループ	上田福祉ハウスグループ	7
諏訪	岡谷市	ソーシャルインクルー株式会社	ソーシャルインクルーホーム岡谷 若宮	20
	諏訪市	株式会社グローブ	グローブホーム	17
伊那	箕輪町	ソーシャルインクルー株式会社	ソーシャルインクルーホーム長野 箕輪町	20
飯田	飯田市	社会福祉法人あゆみ会	グループホームあゆみ	7
松本	塩尻市	株式会社福祉ハウスグループ	塩尻福祉ハウスグループ	10
	塩尻市	株式会社ウィッシュ	かのん	7
大町	白馬村	株式会社なないろ	なないろ白馬	10
長野	須坂市	特定非営利活動法人 まいペース	グループホームひまわり	18
長野市		ソーシャルインクルー株式会社	ソーシャルインクルーホーム長野 豊野町	20
松本市		ソーシャルインクルー株式会社	ソーシャルインクルーホーム松本 筑摩	20

障がい者が暮らしやすい社会づくり促進事業
(合理的配慮関連物品等に対する購入支援事業)

長野県健康福祉部障がい者支援課

1 目的

障がいのある人との共生社会の実現を目指すには、県だけでなく、県内事業者においても、障がいのある人が感じる社会的障壁を除去し、障がいのある人の社会参加を推進する必要がある。

事業所における社会的障壁の除去を促進するため、県内中小事業者を対象とした合理的配慮関連物品等の購入費用への補助金制度を創設し、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進する。

2 補助対象物品等

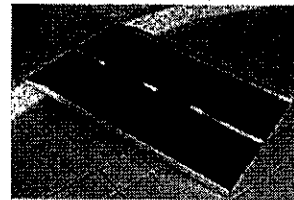
- (1) コミュニケーションツールの作成
(点字メニュー、コミュニケーションボード、障がい者に配慮したチラシ等)
- (2) 合理的配慮物品購入費
(筆談ボード、簡易スロープ、聴覚障がい者接客用タブレット 等)



【コミュニケーションボード】



【筆談ボード】



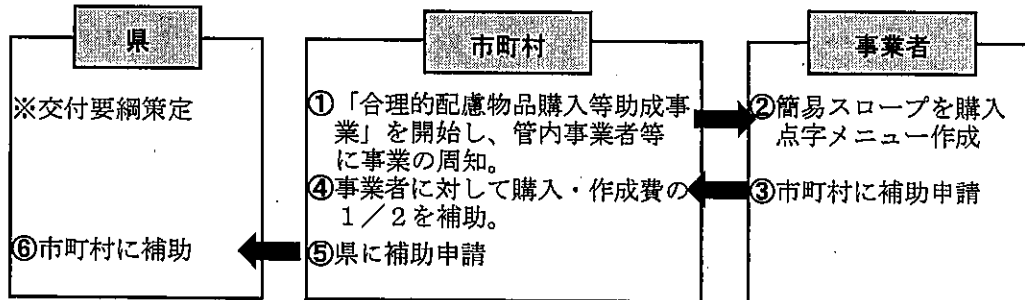
【簡易スロープ】

3 基準額等 (「地域福祉総合助成金交付要綱」別表より)

基準額	合理的配慮物品等の購入・作成費 1件当たりの限度額 200,000円(自己負担額を含む。)
対象経費	中核市を除く市町村が、合理的配慮物品購入等助成事業を実施する場合に要する経費
補助率	1/2以内

※R4～R6(3年間)のサンセット事業

<事業実施のイメージ>



令和6年度 長野県自立支援協議会 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	開催方法
6月	6月13日(木)	13:30 ~ 15:30	県庁集合

令和6年度 障がい者相談支援体制等機能強化会議 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	方法・場所
5月	17日(金)	13:30 ~ 15:30	松本合同庁舎 集合